

2023 年度実施 明治大学研究者交流支援制度実施報告書
(当初 2020 年度採択, 新型コロナの影響のため 2023 年実施)

情報コミュニケーション学部専任教授 今村哲也

1. 招聘者 今村哲也 (情報コミュニケーション学部専任教授)
2. 被招聘者 マーク・ミムラー氏 (ロンドン大学シティ校上級講師)
3. 招聘期間 2023 年 12月9日~12月18日
4. 概要

今回招聘したマーク・ミムラー (Marc Mimler) 上級講師は、2021 年にロンドン大学シティ校に上級講師として加わりました (採択時は、ボーンマス大学の上級講師)。ドイツの弁護士資格を有しており、ミュンヘン大学で法律を学び、ミュンヘン高等地方裁判所で司法修習を終えたのち、ロンドン大学クイーンメアリー校において知的財産法の修士号および博士号を取得しています。ミムラー博士は、さまざまな高等教育機関で知的財産法全般についての教育経験があるとともに、いくつかの国際的な専門誌の編集委員を務めています。今回の招聘は、マークミムラー氏の国際的な研究・教育の能力を本学の研究および教育に活用するために実施されました。

今回の講義で、マーク・ミムラー先生は、人工知能 (AI) と知的財産権の関係について講演しました。冒頭、人工知能の定義や機能について一般的な整理をした上で、最初に、人工知能が著作権にどのような影響を及ぼすかについて解説をしました。

AI と著作権の分野においては、AI が生成した作品に著作権を認めるかというのが論点があります。多くの国の現行の著作権法では、著作者は人間に限定されており、AI による作品には著作権が認められにくい状況にあります。ミムラー先生は、AI の作品に対する保護の必要性や、プログラマーやユーザーへのインセンティブ付与の観点から、新たな法的枠組みを検討する必要があるかもしれないという立場から、説明をされました。この点については、学者のなかには、追加的なインセンティブ付与を不要とする立場も有力なので、招聘者としては興味深い意見として受け止めました。また、この分野では、人工知能がトレーニングのためにデータセットとして著作物を利用することの適法性も問題となっています。この点について、ミムラー先生は、入力データと出力の因果関係が不明確なため、著作権侵害を立証するのが難しい状況であることを強調しました。そして、今後、人工知能と著作権をめぐる法的課題への対応が求められている現状について紹介しました。

次に、先生は、AI と特許法の関係についても検討をしました。まず、AI が発明をした場合、AI を発明者として認めるべきかという論点について解説されました。これについて、いくつかの国で訴訟が起こされていますが (DABUS 事件と呼ばれる一連の訴訟)、ほとんどの国では、発明者は人間でなければならないと判断されているということです。また、特許要件との関係で、AI を使えば、架空の「当業者」の知識が増え、新規性や進歩性の判断

が厳しくなる可能性があることについて説明がありました。つまり AI の発展に伴い、特許を取得しづらくなるかもしれない、ということです。さらに、AI の発明について特許を認めない場合、開発者は AI の役割を秘匿し、発明をパブリックドメインに置く可能性があること、AI の発明に特許を認めた場合、特許権の帰属が AI 開発者、ユーザー、AI のいずれになるか問題となること、AI 分野が大手 IT 企業に独占される懸念があり、競争法の観点から注視する必要があること、についてそれぞれ言及されました。講演では AI と特許法の相克する側面を多角的に検討し、立法的な対応が求められる課題であることを指摘していました。

マークミムラー先生の滞在中、招聘者との間で研究面での打ち合わせを 2 回ほど実施し、共同研究を進めているファンカルチャーと知的財産の論文執筆について、貴重な意見交換をすることができました。

5. 講演会等概要

- テーマ「人工知能と知財：スナップショット」(Artificial intelligence and IP: A snapshot)
- 日時：2023 年 12 月 14 日 (木) ～ (2024 年 1 月 10 日まで)
- 講義時間：1 時間 36 分 15 秒
- 実施対象：招聘者が担当する講義「ビジネスと法 B」の受講生
- 実施形態：オンデマンド講義
- 参加人数：1895 名

以 上